

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を 求める意見書

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は平成12年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が「賃上げによる経済の懇循環」を目指すことは理論的には正しい。

平成26年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給888円、新潟県では715円、最も低い地方では677円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万～150万円では、人間らしいまともな暮らしはできない。また、地域間格差も大きく、新潟県と東京では、同じ仕事をしていても時給で173円も格差があるため、若い労働者の県外流出を招いてしまっている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要である。

平成22年には「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立している。

最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通である。高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。

日本でも、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会を作ることができる。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

- 1 政府は、ワーキング・プアをなくすため、最低賃金の大幅引上げを行うこと。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の減免制度を実現すること。
- 4 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請二法、独占禁止法を改正すること。
- 5 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月31日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿